

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省 令)

○学校保健法施行規則の一部を改正する省令(文部科学一六)

○精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令  
(厚生労働一〇八)

○旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令(国土交通三四)

### (告 示)

○ATCRBSの無線局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(総務二九〇)

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件(法務二四四〜二五五)

○日本国に帰化を許可する件  
(同二五六)

○資金洗浄に関して没収された資産の分配に関する日本国政府とスイス連邦政府との間の書簡の交換に関する件(外務二七四)

○領事関係に関するウィーン条約へのボツワナ共和国の加入に関する件  
(同二七五)

○婦人の参政権に関する条約のエルサルバドル共和国による批准に関する件(同二七六)

○関税協力理事会を設立する条約へのジブチ共和国の加入に関する件  
(同二七七)

○社会福祉士及び介護福祉士法第七条第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目等を廃止する件(厚生労働三〇五)

○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第五条の二の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める科目(同三〇六)

○精神保健福祉士法第七条第一号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する科目(同三〇七)

○精神保健福祉士法第七条第二号の規定に基づく精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(同三〇八)

○昭和四十八年運輸省告示第三百七十二号及び昭和六十二年運輸省告示第四百十九号の一部を改正する件  
(国土交通五六九)

○標準運送約款の一部を改正する件  
(同五七〇)

○砂防法第二条の土地を指定する件  
(同五七一)

○平成二十一年度から砂防設備工事を施行する件(同五七二)

○平成二十年度から砂防設備工事を施行する件(同五七三)

○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件(防衛一〇七)

○道路に関する件

(関東地方整備局二五〇、二五一)

○都市計画に関する件

(北海道開発局四〇)

### (国会事項)

### (人事異動)

内閣府 法務省 厚生労働省

### (皇室事項)

### (官庁報告)

### 官庁事項

独立行政法人日本スポーツ振興センターの中期目標(文部科学省)

### (公 告)

### 諸事項

### 官庁

監査法人処分、司法書士・土地家屋

調査士懲戒処分、証票無効関係

### 裁判所

相続、公示催告、破産、免責、特別

清算、会社更生、再生関係

### 特殊法人等

刑務共済組合定款の一部変更関係

### 会社その他

省 令

○文部科学省令第十六号  
学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）第十四条及び学校保健法施行令（昭和三十三年政令第百七十四号）第五条第二項の規定に基づき、学校保健法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年五月十二日

文部科学大臣 渡海紀三朗

学校保健法施行規則の一部を改正する省令

学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「及び」を「、」に改め、限る。」の下に「及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであつてその血清型がH5N1であるものに限る。次号及び第二十条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）を加え、同項第二号中「インフルエンザ」の下に「鳥インフルエンザ（H5N1）」を加え、同条第二項中「第七項」の下に「から第九項まで」を「規定する」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を「指定感染症」の下に「及び新感染症」を加える。  
第二十条第一項第二号イ中「インフルエンザ」の下に「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び新型インフルエンザ等感染症を除く。」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八号

精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）第二十七条の規定に基づき、精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年五月十二日

厚生労働大臣 舩添 要一

精神保健福祉士法施行規則及び精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部を改正する省令

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第一条 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（精神保健福祉士試験の科目）

第五条 精神保健福祉士試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 人体の構造と機能及び疾病
  - 二 心理学理論と心理的支援
  - 三 社会学理論と社会システム
  - 四 現代社会と福祉
  - 五 地域福祉の理論と方法
  - 六 福祉行財政と福祉計画
  - 七 社会保障
  - 八 低所得者に対する支援と生活保護制度
  - 九 保健医療サービス
  - 十 権利擁護と成年後見制度
  - 十一 精神医学
  - 十二 精神保健学
  - 十三 精神科リハビリテーション学
  - 十四 精神保健福祉論
  - 十五 精神保健福祉援助技術
- 第六条中「社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、医学一般、心理学、社会学及び法学」を「同条第一号から第十号までに定める科目」に改める。

（精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正）  
第二条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の表を次のように改める。

| 科 目               | 時 間           |               | 数     |
|-------------------|---------------|---------------|-------|
|                   | 精神保健福祉士短期養成施設 | 精神保健福祉士一般養成施設 |       |
| 人体の構造と機能及び疾病      | 三〇            | 三〇            | 三〇    |
| 心理学理論と心理的支援       | 三〇            | 三〇            | 三〇    |
| 社会学理論と社会システム      | 三〇            | 三〇            | 三〇    |
| 現代社会と福祉           | 六〇            | 六〇            | 六〇    |
| 地域福祉の理論と方法        | 六〇            | 六〇            | 六〇    |
| 福祉行財政と福祉計画        | 三〇            | 三〇            | 三〇    |
| 社会保障              | 六〇            | 六〇            | 六〇    |
| 低所得者に対する支援と生活保護制度 | 三〇            | 三〇            | 三〇    |
| 保健医療サービス          | 三〇            | 三〇            | 三〇    |
| 精神医学              | 六〇            | 六〇            | 六〇    |
| 精神保健学             | 六〇            | 六〇            | 六〇    |
| 精神科リハビリテーション学     | 六〇            | 六〇            | 六〇    |
| 精神保健福祉論           | 九〇            | 九〇            | 九〇    |
| 精神保健福祉援助技術総論      | 六〇            | 六〇            | 六〇    |
| 精神保健福祉援助技術各論      | 六〇            | 六〇            | 六〇    |
| 精神保健福祉援助演習        | 六〇            | 六〇            | 六〇    |
| 精神保健福祉援助実習        | 二七〇           | 二七〇           | 二七〇   |
| 合 計               | 七八〇           | 七八〇           | 一、一一〇 |

別表第三の表を次のように改める。

| 科 目          | 時 間           |               | 数   |
|--------------|---------------|---------------|-----|
|              | 精神保健福祉士短期養成施設 | 精神保健福祉士一般養成施設 |     |
| 人体の構造と機能及び疾病 | 九〇            | 九〇            | 九〇  |
| 心理学理論と心理的支援  | 九〇            | 九〇            | 九〇  |
| 社会学理論と社会システム | 九〇            | 九〇            | 九〇  |
| 現代社会と福祉      | 一八〇           | 一八〇           | 一八〇 |
| 地域福祉の理論と方法   | 一八〇           | 一八〇           | 一八〇 |
| 福祉行財政と福祉計画   | 九〇            | 九〇            | 九〇  |
| 社会保障         | 一八〇           | 一八〇           | 一八〇 |

|                   |    |       |    |       |
|-------------------|----|-------|----|-------|
| 低所得者に対する支援と生活保護制度 |    |       |    | 九〇    |
| 保健医療サービス          |    |       |    | 九〇    |
| 権利擁護と成年後見制度       |    |       |    | 九〇    |
| 精神医学              | 六  | 一六二   | 六  | 一六二   |
| 精神保健学             | 六  | 一六二   | 六  | 一六二   |
| 精神科リハビリテーション学     | 六  | 一六二   | 六  | 一六二   |
| 精神保健福祉論           | 九  | 二四三   | 九  | 二四三   |
| 精神保健福祉援助技術総論      | 六  | 一六二   | 六  | 一六二   |
| 精神保健福祉援助技術各論      | 六  | 一六二   | 六  | 一六二   |
| 精神保健福祉援助技術演習      | 六  | 一六二   | 六  | 一六二   |
| 合計                | 三九 | 一、四一三 | 四五 | 二、三八五 |

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定を受けている精神保健福祉士法(平成九年法律第百三十一号)第七條第二号若しくは第三号に規定する学校、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第百八十四号)第十五條の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七條第一項に規定する職業能力開発総合大専科又は養成施設において精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る養成課程については、第二條の規定による改正後の精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則別表第一及び別表第三の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。

国土交通省令第三十四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成二十年法律第三十号)の施行に伴い、及び道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第十三條第六号の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年五月十二日 国土交通大臣 冬柴 鐵三

旅客自動車運送事業運輸規則の一部を改正する省令

旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)の一部を次のように改正する。第十三條中「一」を「いすれかに」に改め、同条第五号中「二類感染症」の下に「新型インフルエンザ等感染症」を、「第八條」の下に「同法第七條において準用する場合を含む。」を加える。

附則

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十年五月十二日)から施行する。

告 示

総務省告示第二百九十号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十五條の十二の六第二号イ(7)及び第三号の規定に基づき、昭和六十三年郵政省告示第八百七十四号(ATCRBS)の無線局の無線設備の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十年五月十二日

総務大臣 増田 寛也

第二項各号列記以外の部分中「次の技術的条件」を「次のいずれかの技術的条件」に改め、同項第二号(一)を次のように改める。

(一) 次のいずれかの条件に適合するものであること。

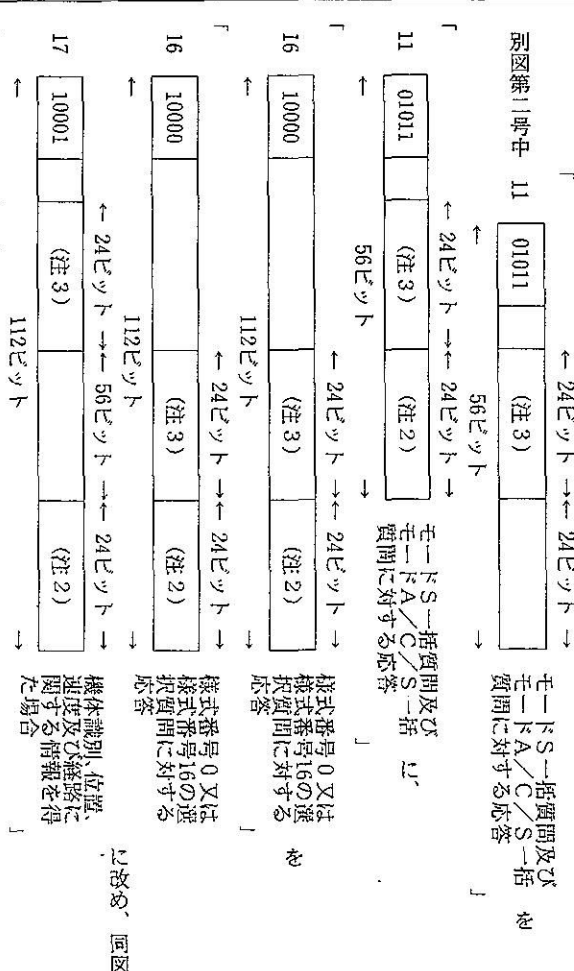
(1) 質問信号に応答するほか、〇・八秒以上一・二秒以下の間隔において一回、設備規則別図第八号の二に示す信号を送信すること。この場合において、タイムバシテイを有するものにあつては、当該信号を二の空中線から交互に送信すること。

(2) 航空機内の機器から機体識別、位置、速度及び経路に関する情報を得た場合においては、(1)の条件に適合するほか、設備規則別図第八号の二に示す信号を一秒間の平均で六・二回以下送信するものであること。この場合において、タイムバシテイを有するものにあつては、次のいずれかの条件に適合するものであること。

ア 航空機が飛行中の場合は、同図に示す信号を二の空中線から交互に送信すること。

イ 航空機が地上にある場合は、同図に示す信号を機体の上部に取り付けられた空中線から送信すること。ただし、使用する空中線についてSSRから指示があつた場合は当該指示に従ふこと。

別図第二号中 11



注2を次のように改める。

注2 誤り検出のための符号化を行った航空機局の標識信号とし、標識信号を $a_1, a_2, a_3, a_4, a_5, a_6, a_7, a_8, a_9, a_{10}, a_{11}, a_{12}, a_{13}, a_{14}, a_{15}, a_{16}, a_{17}, a_{18}, a_{19}, a_{20}, a_{21}, a_{22}$ としたとき、24ビットの符号のうちi番目の符号は、 $a_i \oplus P$ とする。

この場合において、 $P$ は、 $X^{24} \cdot M(X)$ を $X^{15} + X^{14} + X^{13} + X^{12} + X^{11} + X^{10} + X^9 + X^8 + X^7 + X^6 + X^5 + X^4 + X^3 + X^2 + X + 1$ で除したときの剰余 $R(X)$ の $X^0$ の係数とする。ただし、

$$M(X) = \sum_{i=0}^{23} m_i X^{23-i} \quad (\text{機体番号 } 0, 4, 5, 11 \text{ の場合})$$

$$M(X) = \sum_{i=0}^{23} m_i X^{23-i} \quad (\text{機体番号 } 16, 17, 20, 21, 24 \text{ の場合})$$

とし、 $m_i$ は各信号のデータプロトコルのk番目の符号とする。

なお、機体番号11及び17については、誤り検出のための符号化を行った航空機局の標識信号以外の信号とすることができる。





